

令和元年度（2019年度）北海道原子力防災訓練について

令和元年（2019年）11月現在

1 訓練の目的

防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図る。

2 主 催

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（道及び13町村）

3 実施時期

- (1) 意思決定訓練：令和2年（2020年）2月 6日（木）
 (2) 実動訓練：令和2年（2020年）2月13日（木）

4 訓練内容（主なもの）

厳冬期における放射性物質の放出を想定した意思決定訓練・実動訓練の実施に向け、関係機関と調整中。

項 目	主 な 内 容
■ オフサイトセンター運営訓練 【共催 内閣府（原子力防災）】	○ 国、道、町村等の要員が参集し、住民の防護措置の実施方針を検討する意思決定訓練を実施 ※ ブラインド方式で実施 ※ 国においては、要素訓練として位置付けて訓練参加
■ 災害対策本部等運営訓練 ■ 住民避難訓練	○ 道、町村の災害対策本部の運営訓練を実施 ○ 住民の30km圏外への段階的な避難の実施 PAZ 泊村、共和町 UPZ 泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町 ※ 後志自動車道を活用した新たな避難経路による避難 ※ 実動機関による住民避難の支援の実施 ※ 要配慮者等の避難の実施 ※ 輸送を担う民間事業者の防護対策の実施 ※ 一時滞在場所の設置・運営訓練の実施 など
■ 原子力災害医療活動訓練	○ 避難退域時検査及び簡易除染 ○ 安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布 ○ 医療機関への患者搬送と受入施設での医療措置
■ 緊急時環境放射線モニタリング訓練	○ 重点区域内におけるモニタリング活動の実施

令和元年度（2019年度）北海道原子力防災訓練 オフサイトセンター運営訓練

令和元年（2019年）11月現在

1 訓練目的

OFCに、国、道、関係13町村及び防災関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し、体制を構築して、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、必要な情報共有と厳冬期における防護措置の実施方針の調整・確認を行う。

2 参加機関

内閣府、原子力規制庁、泊原子力規制事務所、北海道、関係13町村、防災関係機関、原子力事業者

3 訓練内容

- ・国要員が到着後の全面緊急事態から開始し、放射性物質放出後の対応を中心にブラインド方式による訓練を実施。
- ・暴風雪時の対応や訓練ガイダンスの実施方針ひな形をベースとし一時移転の実施方針案作成に係る活動等を行う。
- ・放射性物質放出前は実気象・実道路状況とし、放射性物質放出後は想定気象・想定道路状況とする。

4 主要活動項目

- ・各機能班を設置し、事故の状況や防災関係機関の対応状況を収集・整理
- ・スクリーン表示するなど各機能班相互の情報共有
- ・住民避難用バスの手配等に係る防災関係機関との調整
- ・厳冬期における避難を想定した防災関係機関との対応の調整
- ・原子力災害合同対策協議会を開催
- ・TV会議を開催 [ERC（官邸）－道庁－OFC－関係13町村] し、防護措置の実施方針を確認・調整
- ・ヘリからの映像伝送による情報収集

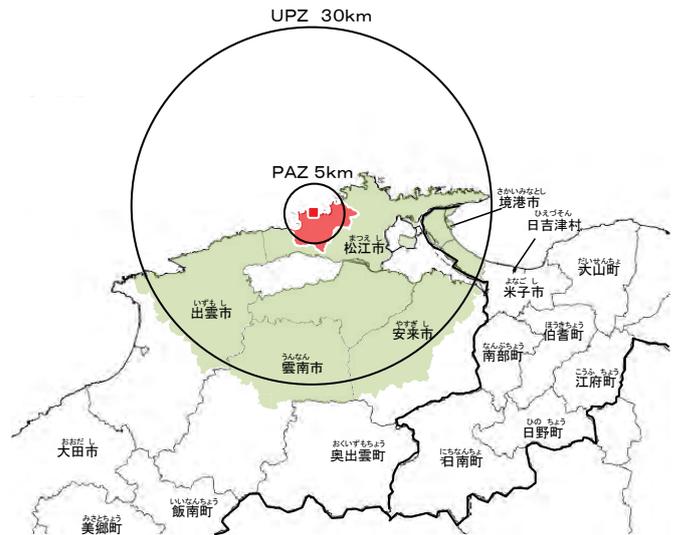
令和元年度原子力総合防災訓練の概要

資料2

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「島根地域の緊急時対応」策定に向けた避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進



出典：テクノコ白地図イラスト (<http://technocco.jp/>) をもとに内閣府（原子力防災）作成
 ※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：Precautionary Action Zone
 ※UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：Urgent Protective Action Planning Zone

2 実施時期

令和元年11月8日（金）、9日（土）、10日（日）

3 訓練の対象となる原子力事業所

中国電力株式会社 島根原子力発電所

4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市ほか関係県市町村

事業者：中国電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1) 迅速な初動体制の確立訓練
- (2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練
- (3) 県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練

1

令和元年度原子力総合防災訓練の概要

	1日目	2日目	3日目
午前		<p>OPAZ内の要配慮者の避難等の実動避難訓練</p> <p>全面緊急事態発生</p> <p>全面緊急事態への対応 （中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○15条事象発生報告・上申 ○緊急事態宣言 ○複合災害に対応した原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議運営 	<p>全面緊急事態への対応 （住民避難等の実動訓練等）</p> <p><機能別訓練②> ・UPZ内住民の一時移転</p>
午後	<p>地震発生により警戒事態発生</p> <p>警戒事態への対応 （迅速な初動体制の確立訓練）</p> <p>施設敷地緊急事態発生</p> <p>施設敷地緊急事態への対応 （中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故対策本部会議運営 ○複合災害に対応した非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議運営 	<p>全面緊急事態への対応 （住民避難等の実動訓練等）</p> <p><機能別訓練①> ・PAZ内の住民の避難 ・UPZ内住民の屋内退避</p>	

事業者訓練（事態収束活動）

（事態収束活動）
事業者訓練

2

一時移転等の実施方針（ひな型）の作成に向けて

2019/11/26

 株式会社三菱総合研究所

- 本資料は、**本年7月に開催した「原子力防災訓練ガイダンス等の説明会」の資料に基づき**、防護措置の実施方針の基本構成、標準的な作成・運用プロセスを整理したものです。
- 2020年2月に実施予定の北海道冬季要素訓練に向けた、泊地域を対象とした「一時移転等の実施方針」のひな型の作成に先立ち、**盛り込むべき項目構成（P18）、作成・運用プロセス（P19）について内閣府殿・北海道殿と概要を合意する目的でご提示するもの**です。

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.


構成

株式会社三菱総合研究所

1. 防護措置の実施に関する現行計画・マニュアル上の定め
2. 防護措置の判断・実施プロセス
3. 各事態における実施方針の作成・運用

（SE実施方針、GE実施方針、一時移転等の実施方針）

1.防護措置の実施に関する現行計画・マニュアル上の定め

現行計画・マニュアル上の定め（1/4）

<施設敷地緊急事態（SE）における防護措置に関する定め>

● 防災基本計画（P.249）

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとする

● 原子力災害対策マニュアル（P.61）

事故警戒本部と関係地方公共団体が、警戒事態の段階から相互に協力して作成した次の項目を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について、事故対策本部において確認を行った後、関係地方公共団体や事故現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。

- 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- 避難ルート、避難先の概要
- 移動手段の確保見込み
- その他必要な事項

現行計画・マニュアル上の定め（2/4）

<全面緊急事態（GE）における防護措置に関する定め>

● 防災基本計画（P.251）

原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したP A Z内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。

● 原子力災害対策マニュアル（P.111）

事故対策本部、事故現地対策本部及び関係地方公共団体が、施設敷地緊急事態の段階から相互に協力して作成した次の項目を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について、原子力災害合同対策協議会において確認を行った後、関係地方公共団体や原災本部等の間で認識の共有を図るものとする。

- P A Z内の避難者の数及び避難の方針
- U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- 避難ルート、避難先の概要
- 移動手段の確保見込み
- その他必要な事項

また、原子力災害合同対策協議会においては、施設敷地緊急事態における避難状況を確認し、原災本部に共有するものとする。

なお、自然災害との複合災害の場合、E R Cチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又はE R Cチーム複合災害調整班を通じて非対本部等から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、U P Z内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

現行計画・マニュアル上の定め（3/4）

<一時移転等の実施方針に関する定め>

● 防災基本計画（P.265）

原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したU P Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。

● 原子力災害対策マニュアル（P.114）

原災現地本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した次の項目を含む一時移転等の実施方針について、原子力災害合同対策協議会において確認を行った後、関係地方公共団体や原災本部等の間で認識の共有を図るものとする。

- U P Z内の避難又は一時移転の対象地域及び対象者の数並びに一時移転等の方針
- 避難ルート、避難先の概要
- 移動手段の確保見込み
- その他必要な事項

なお、自然災害との複合災害の場合、E R Cチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は非対本部等から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、U P Z内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

現行計画・マニュアル上の定め（4/4）

根拠

防災基本計画、原子力災害対策マニュアル

		施設敷地緊急事態における 防護措置の実施方針	全面緊急事態における 防護措置の実施方針	一時移転等の実施方針
①作成	時期	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
	主体	事故警戒本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成	事故対策本部 事故現地対策本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成	原災現地本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成
	記載 内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> PAZ内の避難者の数及び避難の方針 UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ内の避難又は一時移転の対象地域及び対象者の数 一時移転等の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項
		↓ フェーズ推移（AL→SE）	↓ フェーズ推移（SE→GE）	↓
②確認		事故対策本部	原子力災害合同対策協議会	原子力災害合同対策協議会
③認識の共有		関係地方公共団体や事故現地対策本部	関係地方公共団体や原災本部等の間	関係地方公共団体や原災本部等の間

2.防護措置の判断・実施プロセス

「実施方針(案)」に関して各段階・各主体で実施すべき事項

道府県主体で準備・実施すべき事項は以下の通り。

■ 準備段階（事前準備）：

原子力防災会議で「具体的かつ合理的」と確認された「緊急時対応」や地域防災計画、広域避難計画、前提となる地域情報・データ等をもとに「実施方針(案)」のひな型を作成、共有[※]

- ※) 平成31年度の北海道冬季要素訓練において、GE実施方針（ひな型）を活用したブラインド訓練を実施。
 ※) 令和元年度の北海道訓練に向け、一時移転の実施方針（ひな型）を整備していく予定。

■ 初期対応段階（緊急時）：

準備段階で作成・共有済の「実施方針(案)」のひな型をもとに、国・道府県及び市町村が**実際の状況を確認し**、**現地事故対策連絡会議又は道府県本部にて[※]必要に応じて内容を修正**

- ※) 原則として現地事故対策連絡会議（OFC）。
 OFCに国又は道府県要員が到着していない場合は、道府県本部。

実施方針(案)の作成・運用プロセス概要

「実施方針(案)」の雛形に基づく状況確認・内容修正

- 標準的な作成・運用プロセスは下表に示す5段階
- 次の役割分担を基本とし、要員参集等の地域特性を踏まえ、各地域において設定

表. 防護措置の実施方針 作成・運用プロセス（全面緊急事態(GE)の例）

プロセス	内容	対応主体 [※]
[1] 作成の着手	国（ERCオフサイト総括）の要請を受けて、GE実施方針の作成に着手する。	①現地事故対策連絡会議（OFC） ②道府県本部
[2] 作成の指揮・進捗管理	要員に対する活動指示・進捗管理等を行う。	①現地事故対策連絡会議（OFC） ②国事故対策本部（ERC）
[3] 状況確認・内容修正	GE実施方針を構成する各項目について、緊急時の状況確認を行い、予め準備された「GE実施方針ひな型」を修正する。	国、道府県及び市町村
[4] 案のセット	ひな型を修正した「GE実施方針（案）」について、関係機関の合意を得る。	①現地事故対策連絡会議（OFC） ②道府県本部
[5] 発動・実行管理	緊急事態宣言発出後の全体会議においてGE実施方針の発動が決定された後、避難等の防護措置の実行管理を行う。	合同対策協議会（OFC）

[※]原則として①。OFCに国要員又は道府県要員が到着していない場合は②

3.各事態における実施方針の作成・運用

SE実施方針について（P6再掲）

SE実施方針

		施設敷地緊急事態における 防護措置の実施方針	全面緊急事態における 防護措置の実施方針	一時移転等の実施方針
①作成	時期	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
	主体	事故警戒本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成	事故対策本部 事故現地対策本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成	原災現地本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成
	記載内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> PAZ内の避難者の数及び避難の方針 UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ内の避難又は一時移転の対象地域及び対象者の数 一時移転等の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項
		フェーズ推移（AL→SE）	フェーズ推移（SE→GE）	
②確認		事故対策本部	原子力災害合同対策協議会	原子力災害合同対策協議会
③認識の共有		関係地方公共団体や事故現地対策本部	関係地方公共団体や原災本部等の間	関係地方公共団体や原災本部等の間

「SE実施方針」の基本構成

赤字：記載すべき内容のポイント

大項目	中項目	記載すべき内容
[1] 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ● SE要避難者がとるべき措置 ● 一般住民がとるべき措置 	[2]以降に定める内容をもとに、防護措置の基本的な考え方を記載する。
[2] 対象施設数・対象者数	避難の 対象施設数 ・対象者数	防護措置の対象施設数・対象者数を市町村別に整理 →緊急時に確認の時間余裕が無ければ「計画上の数」で代用
[3] 避難の実施計画 (SE要避難者がとるべき措置の実施計画)	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関・社会福祉施設・教育施設の対応 ● 避難の実施により健康リスクが高まる者への対応 ● 在宅避難行動要支援者への対応 ● PAZ内から避難先までの主な経路 ● 移動手段の確保状況 ● 安定ヨウ素剤の緊急配布に関する事項 ● SE要避難者がとるべき措置に関する留意事項 	<p>SE要避難者の属性に応じてとるべき措置を定める</p> <p>【医療機関の入院患者】 避難先となる病院を確保し避難を実施。 【社会福祉施設の入所者】 各施設で定めた避難計画に基づき広域福祉避難所へ避難を実施。 【避難の実施により健康リスクが高まる者】 近傍の放射線防護施設へ収容 【在宅の避難行動要支援者】 ・自家用車で避難できる者は、指定の経路により避難先へ避難 ・自家用車で避難できない者は、徒歩等で一時集結所に集まり、指定の移動手段・経路により避難先へ 【学校・保育所等の児童】 警戒事態から実施した保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段の確保、緊急退避所への退避 ○自然災害等により経路・移動手段・避難先が使用できない等により、上記措置が困難な場合は、その対応策を記載する。</p> <p>原子力災害特有の事項（安定ヨウ素剤、避難円滑化対策）を定める</p> <p>○安定ヨウ素剤の緊急配布について、事前配布できていない住民への対応（緊急配布先）を記載する。 ○避難を円滑に行うための交通対策、避難先市町村における避難所等の開設準備状況、物資・燃料等の確保状況、観光客等一時滞在者への対応を記載。</p>
[4] 対象者への周知	本方針の周知に当たっての考慮事項	住民広報の内容・手段を定める SE要避難者の避難等の指示の住民広報の内容・手段に関して考慮すべき事項を記載する。

【SE実施方針】作成の着手、確認結果の報告の流れ

プロセス[1]
作成の着手要請
の流れ

主体	場所	官邸・ERC	道府県庁	OFC	市町村役場	その他
国		本部				他省庁
道府県			本部			
市町村					本部	

プロセス[3]
状況確認・内容
修正の流れ

主体	場所	官邸・ERC	道府県庁	OFC	市町村役場	その他
国		本部				他省庁
道府県			本部			
市町村					本部	

凡例

情報の同期範囲

GE実施方針について（P6再掲）

GE実施方針

		施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針	全面緊急事態における防護措置の実施方針	一時移転等の実施方針
①作成	時期	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
	主体	事故警戒本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成	事故対策本部 事故現地対策本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成	原災現地本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成
	記載内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> PAZ内の避難者の数及び避難の方針 UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ内の避難又は一時移転の対象地域及び対象者の数 一時移転等の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項
		フェーズ推移（AL→SE）	フェーズ推移（SE→GE）	
②確認		事故対策本部	原子力災害合同対策協議会	原子力災害合同対策協議会
③認識の共有		関係地方公共団体や事故現地対策本部	関係地方公共団体や原災本部等の間	関係地方公共団体や原災本部等の間

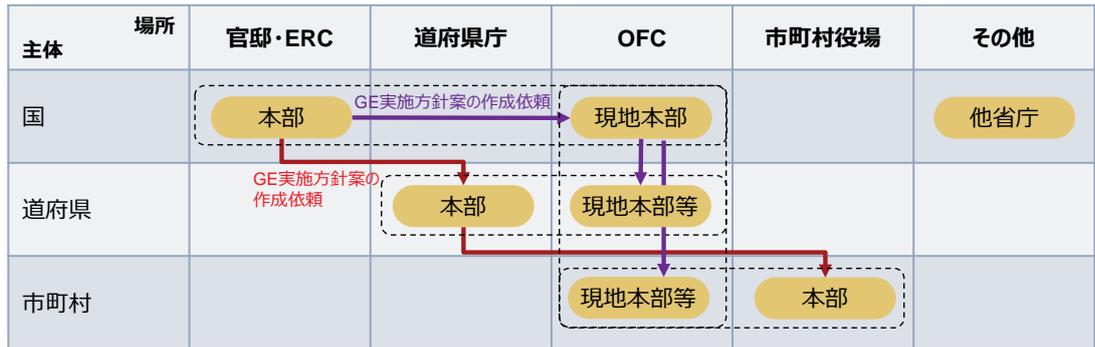
「GE実施方針」の基本構成

赤字：記載すべき内容のポイント

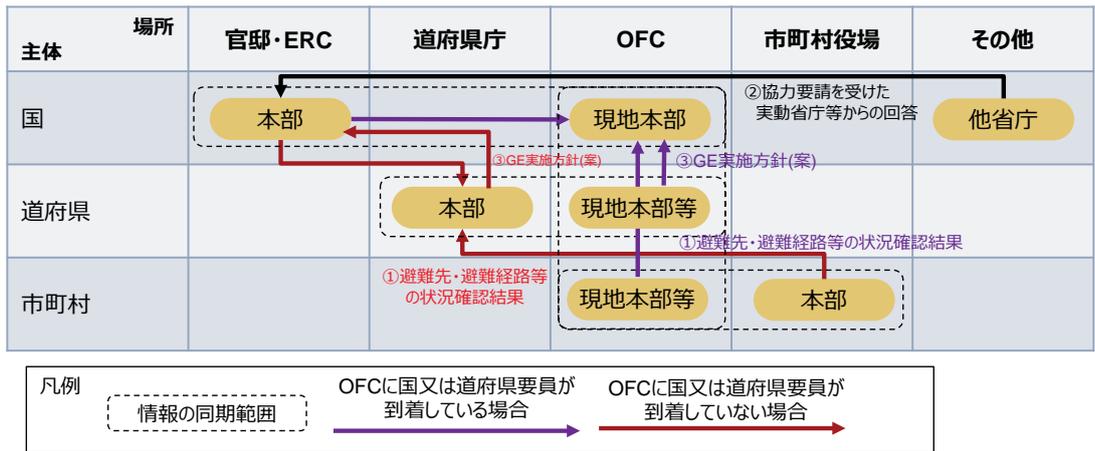
大項目	中項目	記載すべき内容
[1] 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> PAZ内住民がとるべき措置 UPZ内住民がとるべき措置 	[2]以降に定める内容をもとに、防護措置の基本的な考え方を記載する。
[2] 対象者数	PAZ内・UPZ内の対象者数	防護措置の対象となる住民数を記載（市町村別に、避難中又は屋内退避中の施設敷地緊急事態要避難者を除く） →緊急時に確認の時間余裕が無ければ「計画上の数」で代用
[3] 避難の実施計画 (PAZ内住民がとるべき措置の実施計画)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の実施計画 PAZ内から避難先までの主な経路 移動手段の確保状況 安定ヨウ素剤の予防服用に関する事項 PAZ内住民がとるべき措置に関する留意事項 	<p>PAZ避難の避難元・避難先、避難手段等を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PAZ内住民の避難手段、避難経路、避難先を可視化した地図を掲載する。 ○自然災害等により避難経路が使用できない場合や、避難先が使用できない場合は、その対応を記載する。 ○移動手段の「必要見込み数」、「確保数」及び「不足数」を記載する。移動手段の不足が見込まれる場合には、その対応策を記載する。 <p>原子力災害特有の事項（安定ヨウ素剤、避難円滑化対策）を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安定ヨウ素剤の予防服用に関する方法を記載する。事前配布できていない住民への対応（緊急配布先）を記載する。 ○避難を円滑に行うための交通対策、避難先市町村における避難所等の開設準備状況、物資・燃料等の確保状況を記載する。
[4] 屋内退避の実施計画 (UPZ内住民がとるべき措置の実施計画)	<ul style="list-style-type: none"> UPZ内における屋内退避の実施計画 UPZ内住民がとるべき措置に関する留意事項 	<p>UPZ屋内退避を確実にを行うための対応策を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自宅等での屋内退避を原則とし、自宅等で屋内退避が実施できない場合の対応方法（安全な近隣の指定避難所等）の情報を記載する。 ○屋内退避を確実にを行うための対応策、必要となる物資等の確保状況を記載する。
[5] 対象者への周知	本方針の周知に当たっての考慮事項	<p>住民広報の内容・手段を定める</p> <p>避難等の指示の住民広報の内容・手段に関して考慮すべき事項を記載する。</p>

【GE実施方針】 作成の着手、確認結果の報告の流れ

プロセス[1] 作成の着手要請 の流れ



プロセス[3] 状況確認・内容 修正の流れ



一時移転等の実施方針について (P6再掲)

一時移転等の実施方針

		施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針	全面緊急事態における防護措置の実施方針	一時移転等の実施方針
①作成	時期	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
	主体	事故警戒本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成	事故対策本部 事故現地対策本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成	原災現地本部 関係地方公共団体 が相互に協力して作成
	記載内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> PAZ内の避難者の数及び避難の方針 UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> UPZ内の避難又は一時移転の対象地域及び対象者の数 一時移転等の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項
		フェーズ推移 (AL→SE)	フェーズ推移 (SE→GE)	
②確認		事故対策本部	原子力災害合同対策協議会	原子力災害合同対策協議会
③認識の共有		関係地方公共団体や事故現地対策本部	関係地方公共団体や原災本部等の間	関係地方公共団体や原災本部等の間

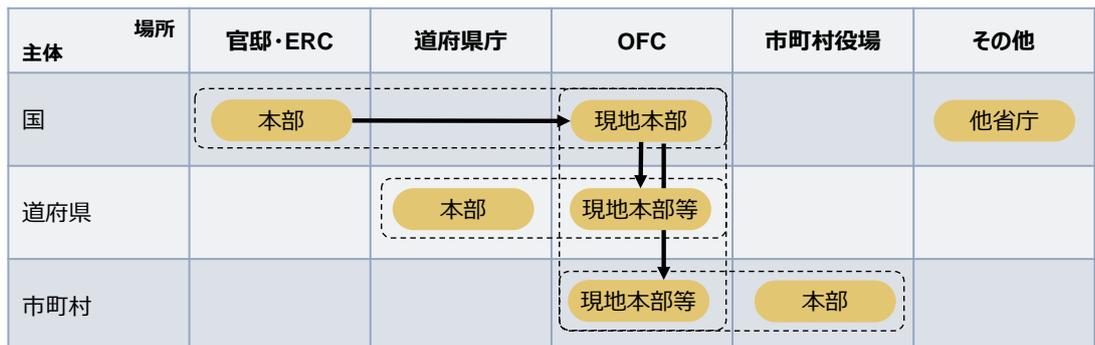
「一時移転等の実施方針」の基本構成

赤字：記載すべき内容のポイント

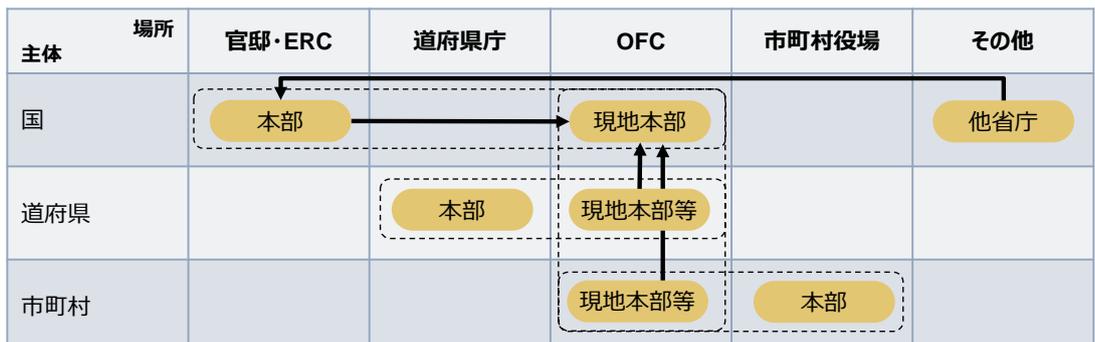
大項目	中項目	記載すべき内容
[1] 実施方針	一時移転等の対象地域 一時移転等の対象者 がとるべき措置	[2]以降に定める内容をもとに、防護措置の基本的な考え方を記載する。
[2] 対象施設数・対象者数	一時移転等の対象施設数・対象者数	防護措置の対象となる施設数・対象者数を市町村別に整理 →緊急時に確認の時間余裕が無ければ「計画上の数」で代用
[3] 避難の実施計画 (一時移転等の対象者がとるべき措置の実施計画)	<ul style="list-style-type: none"> ● UPZ内～避難退域時検査場所～避難先までの主な経路 ● 移動手段の確保状況 ● 避難退域時検査、地域生産物の摂取制限、(必要により)安定ヨウ素剤の緊急配布に関する事項 ● 一時移転等の対象者がとるべき措置に関する留意事項 	<p>対象地区ごとに、避難元・避難先、避難手段等を定める</p> <p>○自然災害等により経路・移動手段・避難先が使用できない等により、一時移転等が困難な場合は、その対応策を記載する。</p> <p>【一時移転等の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車で避難できる者は、指定の経路・経由所により安定ヨウ素剤の配布を受けるとともに、避難退域時検査を受けて避難先へ避難。 ・自家用車で避難できない者は、徒歩等で一時集結所に集まり、指定の移動手段・経路により安定ヨウ素剤の配布を受けるとともに、避難退域時検査を受けて避難先へ避難。 <p>原子力災害特有の事項（安定ヨウ素剤、避難円滑化対策）を定める</p> <p>○安定ヨウ素剤の緊急配布について、配布場所・配布方法等を記載する。</p> <p>○避難を円滑に行うための交通対策、避難退域時検査場所の開設準備状況、避難先市町村における避難所等の開設準備状況、物資・燃料等の確保状況、地域生産物の摂取制限について記載。</p>
[4] 対象者への周知	本方針の周知に当たっての考慮事項	住民広報の内容・手段を定める 一時移転等の指示の住民広報の内容・手段に関して考慮すべき事項を記載する。

【一時移転等の実施方針】作成の着手、確認結果の報告の流れ

プロセス[1]
作成の着手要請
の流れ



プロセス[3]
状況確認・内容
修正の流れ



凡例

情報の同期範囲